

転居された方へ

住所異動に伴い、以下の事項に該当する方は手続きが必要です。

手続き事項	対象者	持っていくもの	担当課
国民健康保険	国民健康保険に加入している方 70歳未満の方	● 国民健康保険被保険者証	市民課 <small>(国保係・後期医療年金係)</small> (本庁舎1階) 681-1116
	国民健康保険に加入している 70歳～74歳の方	● 国民健康保険被保険者証 兼高齢者受給者証	
後期高齢者医療	75歳以上の方 (一定の障がいがある方は65歳以上)	● 後期高齢者医療被保険者証	
国民年金	手続きはありません。		
児童手当	中学校修了前の子を扶養している方		子ども政策課 <small>(第2庁舎1階)</small> 681-1125
児童扶養手当	ひとり親(母又は父・子)で、当該年度初日に18歳未満の子を扶養している方	● 児童扶養手当証書	
児童医療	当該年度初日に18歳未満の子を扶養している方	● 児童医療費受給資格証	
ひとり親家庭医療	ひとり親(母又は父・子)で、当該年度初日に18歳未満の子を扶養している方	● ひとり親家庭医療費受給資格者証	
妊産婦医療	妊娠されている方	● 妊産婦医療費受給資格証	
保育園・幼稚園	入園児童の保護者の方		
介護保険	65歳以上の方または要介護認定を受けている方	● 介護保険被保険者証	高齢課 <small>(本庁舎1階)</small> 681-1155
障がい者手帳	障がい者手帳をお持ちの方	● 障がい者手帳	福祉課 <small>(本庁舎1階)</small> 681-1161
(自立支援医療) (更生医療、育成医療) (精神通院医療)	自立支援医療の給付を受けている方	● 受給者証	
障害福祉サービス	障害福祉サービスの支給を受けている方	● 受給者証	
特別児童扶養手当	手当を受けている方	● 特別児童扶養手当証書	
特別障害者手当	手当を受けている方		
障害児福祉手当	手当を受けている方		
福祉手当	手当を受けている方		
重度心身障害者医療費助成	資格をお持ちの方	● 資格者証	

行政区 ()

※実際の行政区と異なる場合は市民課・喜連川市民生活室へご連絡下さい。

さくら市

住所: 栃木県さくら市氏家2771番地
電話: 028-681-1111(代表)

※ 裏面もお読みください。

上水道	水道を使用されていた方		上下水道料金センター (卯の里庁舎1階) 681-1216
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道及び農業集落排水を使用されていた方 ・井戸水の使用人数に変更がある方 (受付は料金センターのみ) 		
犬の住所変更	犬を飼っている方		生活環境課 (第2庁舎1階) 681-1126
ごみステーション	ごみ置き場(ステーション)は地元の方又は家屋管理人におたずねください		
小・中学校	小・中学生がいる家庭 <ul style="list-style-type: none"> ・学校が変更になる場合、転居手続き窓口で「入学願」を記入してください。 ・現在通学の学区以外に転居し、引き続き現在通学の学校に通いたい場合は「就学指定学校変更許可願」の申請が必要です。 		学校教育課 (喜連川庁舎1階) 686-6620



さくら市
SAKURA CITY